(公益法人が作成する受取書)
22　公益法人が作成する受取書は、収益事業に関して作成するものであっても、営業に関しない受取書に該当する。

（人格のない社団の作成する受取書）
23　公益及び会員相互間の親睦等の非営利事業を目的とする人格のない社団が作成する受取書は、営業に関しない受取書に該当するものとし、その他の人格のない社団が収益事業に関して作成する受取書は、営業に関しない受取書に該当しないものとする。

（農業従事者等が作成する受取書）
24　店舗その他これらに類する設備を有しない農業、林業又は漁業に従事する者が、自己の生産物の販売に関して作成する受取書は、営業に関しない受取書に該当する。

（医師等の作成する受取書）
25　医師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、獣医師等がその業務上作成する受取書は、営業に関しない受取書として取り扱う。　（平 13 課消 3－12、平 14 課消 3－7 改正）

（弁護士等の作成する受取書）
26　弁護士、弁理士、公認会計士、計理士、司法書士、行政書士、税理士、中小企業診断士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、設計士、海事代理士、技術士、社会保険労務士等がその業務上作成する受取書は、営業に関しない受取書として取り扱う。
（法人組織の病院等が作成する受取書）

27　営利法人組織の病院等又は営利法人の経営する病院等が作成する受取書は、営業に関しない受取書に該当しない。
　なお、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人が作成する受取書は、営業に関しない受取書に該当する。
（受取金額の記載中に営業に関するものと関しないものとがある場合）

28　記載金額が 3 万円以上の受取書であっても、内訳等で営業に関するものと関しないものとが明確に区分できるもので、営業に関するものが 3 万円未満のものは、記載金額 3 万円未満の受取書として取り扱う。